

役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人勤医協福祉会（以下「この法人」という）定款第22条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、職務執行の対価として、報酬、賞与及び退職金を支給する。

(報酬額の算定基準)

第4条 役員に対する報酬等は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬については、理事のうち理事長、副理事長、専務理事、副専務理事は、別表の役員手当とし、これ以外は給与規程に準ずる。
- (2) 賞与については、理事のうち理事長、副理事長、専務理事、副専務理事は労働組合と合意した職員支給額に準ずる。
- (3) 退職金については、理事長、副理事長、専務理事、副専務理事は退職給与規程に準ずる。
- (4) 当法人職員を兼務している役員は、職員給与とする。
- (5) 非常勤役員は、無報酬とする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第5条 評議員選任・解任委員会は無報酬とする

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行い、評議員会の承認を受ける。

別表 役員手当・月額

理事長	110,000円
副理事長	90,000円
専務理事	90,000円
副専務理事	70,000円

附則 この規程は、2017年4月1日より施行する。

一部改定 2020年4月1日

一部改定 2021年2月1日